平成２８年（フ）第３２１４号
大阪市西淀川区姫島１丁目２番６号
債務者　太田まゆみ
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３７７号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番27―1012号
債務者　前田　弘子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３９１号
大阪市北区同心１丁目８番24号ウィンベル同心１丁目　601号室
債務者　伊福　響子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４００号
大阪市住之江区御崎５丁目２番25号アイリスマンション３Ａ
債務者　松本　敏夫
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４０１号
大阪府大東市南津の辺町11番１号　アーバンハイツ201号、住民票上の住所大阪府大東市北新町１番203号
債務者　秋山　浩一
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０号
福岡県大牟田市大字手鎌257番地
債務者　草津　浩一
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３１号
福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地３　柿園ハイツ6030号
債務者　西岡こと　淵上　香織
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３２号
福岡県大牟田市大字手鎌148番地２
債務者　末藤マツヨ
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３４号
福岡県大牟田市大字田隈109番地１　黒田マンション101号、住民票上の住所福岡県大牟田市大字田隈854番地７
債務者　藤岡　磨美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３５号
福岡県大牟田市下白川町２丁目30番地
債務者　堀川　洋子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３１９号
埼玉県三郷市高州４丁目66番地　メゾンエクレーレ水元公園202号
債務者　山田佳代子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目21番４号　ウィステリアビル403号
債務者　千徳　　歩
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４０号
埼玉県草加市手代町1033番地11　ＡＩパレスⅡ―102号、旧住所埼玉県草加市原町１丁目８番10―305号
債務者　茂木　　聖（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
埼玉県秩父市番場町17番11号ミユキビル601
債務者　福岡　紗希
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野284番地２
債務者　西井　裕也
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１３１１号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番６―108号
債務者　足立　ヨシ
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３６号
札幌市中央区南10条西７丁目７番16―202号
債務者　五十嵐和男
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部